

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 中野 春男
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|--|
| 1 件 名 | 令和8年度木曽川上流ダム総合管理所水道設備点検等業務 |
| 2 履 行 場 所 | 岐阜県恵那市東野字花無山2201-79 木曽川上流ダム総合管理所
岐阜県恵那市東野字花無山2201-57 阿木川ダム防災資料館 |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結の翌日 から 令和9年3月31日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 参 加 要 件 | 一般競争(指名競争)参加資格業者のうち役務の提供の業種区分「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」の認定を受けており、かつ本店、支店又は営業所が岐阜県東濃地区(多治見市・土岐市・瑞浪市・恵那市・中津川市)に所在していること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1)様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りま
す。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略する
ことができます。 |
| 2)提出方法 | FAXによる(※FAX番号は、4)に記載された番号)。なお、FAXに抛りがたい場合は、持
参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る)による。 |
| 3)見 積 書
提出期限 | 令 和 8 年 10 月 2 日 (金) 12:00 まで |
| 4)提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221 |
| 5)担 当 者 | 契約担当 中原 |
| 6)質 問 書
提出期限 | 令 和 8 年 9 月 25 日 (金) 12:00 まで
※質問の回答については、令和8年9月29日(火)17:00までにHPに掲載します。 |
| 7)見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴収において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の
見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年10
月5日(月)12:00 までとします。 |
| 8)そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、
見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。
また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはでき
ません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日
(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 そ の 他 | |
| 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に
1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 | |
| 4)契約書については、別添の請書によるものとします。 | |

令和8年度木曽川上流ダム総合管理所
水道設備点検等業務

仕様書

令和8年9月

独立行政法人水資源機構
木曽川上流ダム総合管理所

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1 適 用

この仕様書は、「令和8年度木曽川上流ダム総合管理所水道設備点検等業務（以下「業務」という。）」に適用する。

1-2 業務の概要

本業務は、木曽川上流ダム総合管理所及び阿木川ダム防災資料館に設置されている水道設備の機能を正常に維持し、円滑な運用を図るために点検及び清掃を行うものである。

1-3 履行場所

岐阜県恵那市東野字花無山2201-79 木曽川上流ダム総合管理所（以下「管理所」という。）
岐阜県恵那市東野字花無山2201-57 阿木川ダム防災資料館（以下「資料館」という。）

1-4 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

第2節 一般事項

2-1 業務履行範囲

本業務の履行範囲は、次の設備の点検及び簡易な調整、整備、清掃、洗浄並びに試運転までの一切とし、簡易な設備の故障或不具合対応を含むものとする。

設備名	場所	基数	点検内容
水道設備	管理所	1式	水道設備の点検・水槽の点検及び清掃
	資料館	1式	資料館1式水道設備の点検・水槽の点検及び清掃

2-2 準拠規程

本業務の履行に当たっては、次の基準等にも準拠するものとする。

- (1) 労働安全衛生規則（厚生労働省）
- (2) 建築物環境衛生管理基準（厚生労働省）

2-3 提出図書

提出図書の内容及び部数は次によるものとする。

- (1) 作業計画書 1部
- (2) 水道設備点検等業務完了報告書(履行写真を含む) 1部
- (3) その他担当職員が指示したもの 必要部数

2-4 貸与資料

昨年度の水道設備点検関連業務報告書

第2章 点検業務

第1節 点 検

1-1 設備の主要仕様

対象設備の主要仕様は、別紙-1「管理所水道設備概要」、別紙-2「資料館水道設備概要」に示すとおりである。

1-2 点検作業

送水ポンプ等の絶縁抵抗については、初回点検時及び最終点検時の2回計測するものとする。
 なお、点検実施日は打合せを行い決定するものとし、担当職員の指示に従うものとする。
 また、設備に緊急を要する不具合等が発生した場合は、別途、早急に点検等対応を行うものとする。

点検（管理所）	・・・6回（1ヶ月に1回）
点検（資料館）	・・・4回（10月・12月・2月・3月（2ヶ月に1回））
水槽点検	・・・1回

1-3 補修等

点検の結果見つけた不適合箇所で、調整又は予備品交換で簡易に行える補修等は、本業務に含むものとする。

第2節 清掃等

2-1 作業内容

作業内容は以下のとおりとする。

場所	区分	整備内容	規格	設置場所	回数	数量
管理所	湧水貯水槽	洗浄	36 t	ダム堤体下流	1回	1基
	原水槽	洗浄	3.5 t	管理所B1		1基
	清水槽	洗浄	4.5 t	水道施設内		1基
	排水管	洗浄・資材交換	口径Φ50A	管理所庁務員室 洗面所	1回	1本
	水処理剤	滅菌材補充	次亜塩素酸ソーダ [※] (20kg程度)	原水槽・清水槽	適宜	1基
資料館	原水槽	洗浄	32 t	資料館 水道施設付近	1回	1基
	清水槽	洗浄	30 t			1基
	水処理剤	滅菌剤補充	次亜塩素酸ソーダ [※] (20kg程度)	原水槽・清水槽	適宜	1基
		凝集剤補充	ポリ塩化アルミニウム (75kg程度)	原水槽・清水槽	適宜	1基

第3節 水質検査

管理所及び資料館の清水槽の水を年に1回抽出し、保健所等の機関を通じて水質検査を行うものとし、検査項目、検査方法は次のとおりとする。

なお、水質検査の事項については別表-1及び別表-2の「点検機器及び点検表」に記載し、検査結果については点検業務報告書とともに提出するものとする。

(1) 検査項目

検索区分	検査対象	検査項目	水質基準値
細菌学検査	管理所清水槽及び資料館清水槽 (計2箇所)	一般細菌	100CFU/mL以下であること
		大腸菌	検出されないこと
理化学検査		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下であること
		塩化物イオン	200mg/ℓ以下であること
		有機物 (全有機炭素(TOC)量)	3mg/ℓ以下であること
		pH値	5.8以上8.6以下であること
		味	異常でないこと
		臭気	異常でないこと

		色度	5度以下であること
		濁度	2度以下であること
		残留塩素（参考）	

（２） 検査方法

- ①残留塩素以外：水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）による。
- ②残留塩素：水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成15年厚生労働省告示第318号）による。

第4節 作業全般

- （１）施工中に生じた廃棄物は、受注者が責任を持って廃棄するものとする。
- （２）点検作業に当たっては、作業開始前及び終了後、各設備の状態等を記録し、施設等の運用に支障を来さないよう最善の注意を払うものとする。
- （３）水道設備の点検作業は、水道使用水量が少ない日に行うものとし、資料室水道設備の清水槽点検清掃時は、入口広場公衆便所の出入禁止の措置を施すものとする。
- （４）本業務の点検作業時等において、不具合等修繕（第2章 第1節 1－3 補修等を除く）の必要がある場合は、それに要する費用について見積書により発注者に協議するものとし、これを発注者が認めたときは契約変更の対象とする。

第5節 試運転

各設備の点検整備完了後、試運転を行うものとする。

第6節 疑義等

この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議の上決定するものとし、その指示に従うものとする。

以上

管理所水道設備概要

別紙－ 1

01	設備名	第一原水層（付属設備 1 号、2 号集水槽、沈殿槽）	設置場所	ダム下流減勢工右岸
	形 式	鉄筋コンクリート造地下式	数量	1 基
	仕 様	エポキシ防食防水 容量32.5m ³ 1号、2号集水槽から既設貯水槽より集水		
02	設備名	第二原水槽	設置場所	管理所 B 1 F 水処理室
	形 式	S E T－7	数量	1 基
	仕 様	F R P 製パネル水槽 タンク容量3.0m ³ 寸法m 1.0×2.0×1.5		
03	設備名	処理水槽	設置場所	管理所 B 1 F 水処理室
	形 式	S E T－7	数量	1 基
	仕 様	F R P 製パネル水槽 タンク容量4.5m ³ 寸法m 1.5×2.0×1.5		
04	設備名	濾過装置	設置場所	管理所 B 1 F 水処理室
	形 式	K S P－6 0（F 型）濾材クリコール A 6 0 ℓ	数量	2 基
	仕 様	標準通水量4m ³ /min(2基) 寸法mm φ850×1829H 逆洗方式 S C V による手動切替		
05	設備名	原水送水井戸ポンプ 交互運転	設置場所	ダム下流減勢工右岸湧水貯水槽
	形 式	U-5718A モーター-EM-SD 電源三相200V(水処理室B1P-2盤)	数量	2 台
	仕 様	電動機定格出力 5.5kw 定格電流 24A 全揚程100m～138m 吐出量0.12～0.18m ³ /min		
06	設備名	原水送水濾過ポンプ 交互運転	設置場所	管理所 B 1 F 水処理室
	形 式	P E 326-1.5 電源三相200V(水処理室B1P-2盤)	数量	2 台
	仕 様	電動機定格出力 1.5kw×2台 定格電流 6.4A 全揚程 25m 吐出量 0.050m ³ /min		
07	設備名	管理所給水ユニット 交互並列運転	設置場所	管理所 B 1 F 水処理室
	形 式	50GN-40×326 電源三相200V(水処理室B1P-2盤)	数量	1 台（ポンプ 2 台）
	仕 様	電動機定格出力 2.2kw 定格電流 8.8A 全揚程 29m 吐出量 0.4 m ³ /min		
08	設備名	自動塩素コントロール装置 検水測定槽 循環ポンプ 25LPS6.25	設置場所	管理所 B 1 F 水処理室
	形 式	C L－5 0 型 制御ユニット組立 電源単相100V 三相200V	数量	1 式
	仕 様	処理水循環塩素濃度検水 塩素自動注入 電磁定量ポンプ 型式EH-10VC-200PM1-AT-AC 次亜塩素酸CT-U50N-SI電磁定量ポンプ 取付一体型 次亜塩素酸Na濃度原液		
09	設備名	中和滅菌剤注入ポンプ 原水送水ポンプ連動	設置場所	管理所 B 1 F 水処理室
	形 式	EXA15VC200S 電源単相200V(水処理室B1P-2盤)	数量	1 台 薬液タンク PVC 50 ℓ 1台
	仕 様	定格電流 0.67A 最大吐出量 0.28m ³ /ストローク 最大吐出圧 7kg/cm ストローク数 0～100rpm		
10	設備名	資料館用原水送水ユニット 交互並列運転	設置場所	管理所 B 1 F 水処理室
	形 式	32KNV406A3.7 電源三相200V(水処理室B1P-2盤)	数量	1 台
	仕 様	電動機定格出力 3.7KW×2台 定格電流 14.3A 全揚程 55m 吐出量 0.17 m ³ /min		
11	設備名	資料館緊急送水用給水ユニット プログラム制御盤	設置場所	管理所 B 1 F 水処理室
	形 式	制御ユニット組立 電源単相200V(水処理室)	数量	1 台
	仕 様	タイマー-プログラムタイマー ポンプ 運転タイマーと組合わせポンプ 自動運転（資料館原水槽へ送水）		
12	設備名	ポンプ制御機側盤 電源 制御 警報	設置場所	管理所 B 1 F 水処理室
	形 式	B 1 P－2	数量	1 基
	仕 様	運転制御 故障警報 貯水槽満水 原水槽満水満水 清水槽満水満水 事務所一括警報		
13	設備名	原水ポンプ凍結防止盤	設置場所	管理所 B 1 F 水処理室
	形 式	制御ユニット組立 電源単相200V(水処理室)	数量	1 基
	仕 様	外気温センサー、24hタイマー、30Mタイマー、電磁弁による原水槽排水制御（井戸ポンプ 自動運転）		
14	設備名	凍結防止ヒーター 屋外制御函（制御ユニット組立）	設置場所	給水配管 上部・下部
	形 式	凍結防止ヒーター SAL-14 電源単相200V(水処理室B1P-2盤)	数量	2 式
	仕 様	・上部配管ライン凍結防止ヒーター 60m 制御 可変デジタルサーモ 取付場所 B1F発電機室外壁 ・下部配管ライン凍結防止ヒーター 110m 制御 可変デジタルサーモ 取付場所 減勢工階段中段 埋設部分 既設凍結防止ヒーター 5m		

資料館水道設備概要

15	設備名	第一原水槽 ステンレス製	設置場所	資料館入口上部広場
	型 式	デラパネルタンク耐震型 F T－T D B	数量	1 基
	タンク容量	3 2. 5 m ³ 寸法m (付属設備 入口広場河川補給用電磁弁)		
16	設備名	処理水槽 F R P 製	設置場所	資料館入口上部広場
	型 式	パネル水槽 P F A－3 0－0 7	数量	1 基
	タンク容量	3 0 m ³ 寸法m 2.0×6.0×2.5H		
17	設備名	濾過装置	設置場所	資料館ポンプ設備室外
	型 式	S R F－3 1 2－C 8	数量	1 基
	標準通水	5 m ³ /min 寸法mm φ850×1829H		
	逆洗方式	可変タイマー方式 逆洗 1 0 分 水洗 6 分		
18	設備名	原水送水（濾過）ポンプ	設置場所	資料館ポンプ設備室
	型 式	3 2×3 2 F S 2 F 6. 7 5 電源三相200V	数量	2 台
	仕 様	電動機定格出力 0.75kw 定格電流 3.4A 全揚程 24m 吐出量 0.04m ³ /min		
19	設備名	逆洗用ポンプ	設置場所	資料館ポンプ設備室
	型 式	5 0×4 0 F S 2 E 6. 1 5	数量	1 台
	仕 様	電動機定格出力 1.5kw 定格電流 6.4A 全揚程 23m 吐出量 0.125m ³ /min		
20	設備名	検水循環ポンプ 40LPD6.4	設置場所	資料館ポンプ設備室
	型 式	C L－5 0 型 制御ユニット組立 電源単相100V 三相200V	数量	1 式
	仕 様	処理水循環塩素濃度検水 塩素自動注入 電磁定量ポンプ 型式EH-B10VC-20JM1-AT-AE		
21	設備名	中和滅菌剤（次亜塩素酸Na 希釈液）注入装置	設置場所	資料館ポンプ設備室
	ポンプ型式	N S D 0 1－P 2 S A－2 0 電源 単相200V	数量	1 台 P V C タンク 50ℓ 1 台
	仕 様	消費電力 9W 最大吐出量 0.25mℓ/ストローク 最大吐出圧 15kg/cm ストローク数 5～125rpm		
22	設備名	塩素コントロール滅菌剤（次亜塩素酸Na）タンク	設置場所	資料館ポンプ設備室
	型 式	C T－U 5 0 N－S I	数量	1 台
	仕 様	電磁定量ポンプ 取付一体型 次亜塩素酸Na 濃度原液		
23	設備名	中和滅菌剤注入ポンプ 原水送水ポンプ連動	設置場所	資料館ポンプ設備室
	ポンプ型式	N S D 0 1－P 2 S A－2 0 電源 単相200V	数量	1 台
	仕 様	消費電力 9W 最大吐出量 0.25mℓ/ストローク 最大吐出圧 15kg/cm ストローク数 5～125rpm		
24	設備名	給水ユニット	設置場所	資料館ポンプ設備室
	型 式	5 0 U I P M D 6. 3 7 電源三相200V	数量	1 台
	仕 様	交互並列運転 吐出圧力一定制御 定格出力 1.5KW×2 台 1 台最大吐出量 300 m ³ /min		
25	設備名	機側盤	設置場所	資料館ポンプ設備室
	形式	濾過ポンプ制御 逆洗ポンプタイマー制御 塩素制御盤	数量	1 基
		R-S 212V R-T 213V T-S 210V		
	仕 様	警報制御 原水槽満水 清水槽満水 ポンプ異常 資料館事務所一括警報		
26	設備名	残留塩素濃度・色度		
	仕 様	比色計測値 ppm 再計測値 ppm	飲料水検査実施日 平成20年11月20日	
27	設備名	花無山原水取水口 花無山原水取水堰逆洗	設置場所	花無山原水取水口
	仕 様	原水取水口清掃逆洗 原水取水堰整備実施日 平成20年10月18日 原水槽・清水槽清掃実施日 平成20年10月20日		

別表－１

点検機器及び点検表

阿木川ダム管理所及び防災資料館水道設備

実施日 令和 年 月 日

機 構 職 員	点 検 者

機 器 名 称	号 機	状 況 判 断	全 般 判 定	記 事 欄
原水送水井戸ポンプ 40BHS1065.5B モータキャンド式 定格電流24.0A 定格出力5.5kW 全揚程 100m～138m 吐出量 120～180ℓ/min	NO. 1	☐ 異常音 ☐ 機能 ☐ 制御 ☐ 付属		常用圧力 1.0MPa 計測圧力 MPa 常用電流22.0A 計測電流 A 電動機絶縁計測 MΩ(年2回) 管理所監視盤故障表示ー原水ポンプ故障
	NO. 2	☐ 異常音 ☐ 機能 ☐ 制御 ☐ 付属		常用圧力 1.0MPa 計測圧力 MPa 常用電流22.0A 計測電流 A 電動機絶縁計測 MΩ(年2回) 管理所監視盤故障表示ー原水ポンプ故障
管理所給水ユニット 40BDPMD62.2A 電動機出力 2.2KW 定格電流 8.8A 交互並列運転 全揚程 29m 吐出量 0.4m³/min	NO. 1	☐ 異常音 ☐ 機能 ☐ 水漏れ ☐ 制御 ☐ 付属		常用圧力0.36～0.54Mpa 計測圧力 ～ Mpa 常用電流4.2～5.3A 計測電流 ～ A 電動機絶縁計測 MΩ(年2回) 管理所監視盤故障表示ー水処理装置異常
	NO. 2	☐ 異常音 ☐ 機能 ☐ 水漏れ ☐ 制御 ☐ 付属		常用圧力0.36～0.54Mpa 計測圧力 ～ Mpa 常用電流4.2～5.3A 計測電流 ～ A 電動機絶縁計測 MΩ(年2回) 管理所監視盤故障表示ー水処理装置異常
資料館用原水送水ユニット 32KNV406A3.7 電動機出力 3.7KW 定格電流 14.3A 交互運転 全揚程 55m 吐出量 0.17m³/min プログラム運転	NO. 1	☐ 異常音 ☐ 機能 ☐ 水漏れ ☐ 制御 ☐ 付属		常用圧力0.6058Mpa 計測圧力 Mpa 常用電流 8.5A 計測電流 A 電動機絶縁測定値 Ω(年2回) H16.4/28吐出圧力計取替(No.1,2共通) 管理所監視盤故障表示ー水処理装置異常
	NO. 2	☐ 異常音 ☐ 機能 ☐ 水漏れ ☐ 制御 ☐ 付属		常用圧力0.60Mpa 計測圧力 Mpa 常用電流 8.5A 計測電流 A 電動機絶縁測定値 Ω(年2回) 管理所監視盤故障表示ー水処理装置異常
原水送水濾過ポンプ P-326-1.5 電動機出力 1.5KW 定格電流 6.4A 交互運転 全揚程 25m 吐出量 0.05m³/min	NO. 1	☐ 異常音 ☐ 機能 ☐ 水漏れ ☐ 制御 ☐ 付属		常用圧力0.30Mpa 計測圧力 Mpa 常用電流 4.0A 計測電流 A 電動機絶縁測定値 MΩ(年2回) 管理所監視盤故障表示ー二次ポンプ故障
	NO. 2	☐ 異常音 ☐ 機能 ☐ 水漏れ ☐ 制御 ☐ 付属		常用圧力0.30Mpa 計測圧力 Mpa 常用電流 4.0A 計測電流 A 電動機絶縁測定値 MΩ(年2回) 管理所監視盤故障表示ー二次ポンプ故障
薬液(NaClO)状態 タンク容量50ℓ PVC		☐ 量 ☐ 漏れ ☐ 劣化		濃度原液100%+水100%(1:1) 補充日 20kg(+水18ℓ)
塩素コントロール CL-50 薬品注入電磁定量ポンプ EH-10VC-200PMI-AT-AC		☐ 異常音 ☐ 機能 ☐ 漏れ ☐ 制御		Set 6.8mmA GAIN 4.0mmA Spm20 上限 0.40PPM 下限 0.10PPM 設定値 0.20PPM 表示値 PPM 測定値 PPM 管理所監視盤故障表示ー水処理装置異常
濾過装置 KSP-60F 流量 4.0m³/h 処理水量 2.1m³/h ろ材 クリコールA 60ℓ 1ヶ月毎ローテーション 逆洗、水洗	NO. 1	☐ 流量 ☐ SCV ☐ 逆洗 ☐ 付属	☐ 運転 ☐ 停止	平成18年6月14日整備 クリコールA、SCV取替 流量計洗浄 逆洗(10分)→休止(5分)→洗浄(10分) ろ材 通常6～12ヶ月ごとに取替え
	NO. 2	☐ 流量 ☐ SCV ☐ 逆洗 ☐ 付属	☐ 運転 ☐ 停止	平成18年6月14日整備 クリコールA、SCV取替 流量計洗浄 逆洗(10分)→休止(5分)→洗浄(10分) ろ材 通常6～12ヶ月ごとに取替え
機測盤 ELCB 電磁開閉器 端子類 レベル機器及び電極 異常警報 表示灯	B1P-2	☐ 機能 ☐ 表示 ☐ 制御 ☐ 接点 ☐ 端子 ☐ 警報		絶縁、電流、計測 ELCBブレーカトリップー井戸ポンプ・凍結防止ヒーター 過電流ー井戸ポンプ・原水送水ポンプ 原水槽満水ー原水ポンプ故障(井戸ポンプ) 原水槽満水ー原水ポンプ故障(井戸ポンプ) 処理水槽満水ー二次ポンプ故障(原水送水ポンプ) 処理水槽満水ー二次ポンプ故障(原水送水ポンプ)
凍結防止盤 外気温サーモ 24hタイマー 30Mタイマー 原水槽排水用電磁弁		☐ 機能 ☐ 制御 ☐ 動作		外気温サーモ設定値 0℃ 24hタイマー設定時間 入AM2:00～切AM2:15 30Mタイマー設定時間 入 30M 原水槽排水電磁弁動作 24hタイマー 設定
凍結防止ヒーター 上部配管ヒーター 60m 下部配管ヒーター110m 制御盤 電磁開閉器 温度制御サーモ		☐ 機能 ☐ 制御 ☐ 動作		上部配管ヒーター 下部配管ヒーター 電流値A 配管表面温度 ℃ 配管表面温度 ℃ サーモ設定値 ℃ サーモ設定値 ℃ 運転電流 A 運転電流 A 絶縁測定値 MΩ 絶縁測定値 MΩ以上
残留塩素 残留度		☐ 測定		比色計測定値 PPM 塩素コントロール計表示値 PPM 水質検査取水日 令和 年 月 日

点検機器及び点検表

阿木川ダム資料館水道設備

天候

 実施日 令和 年 月 日 ()
 時 分～ 時 分

監督職員	管理技術者

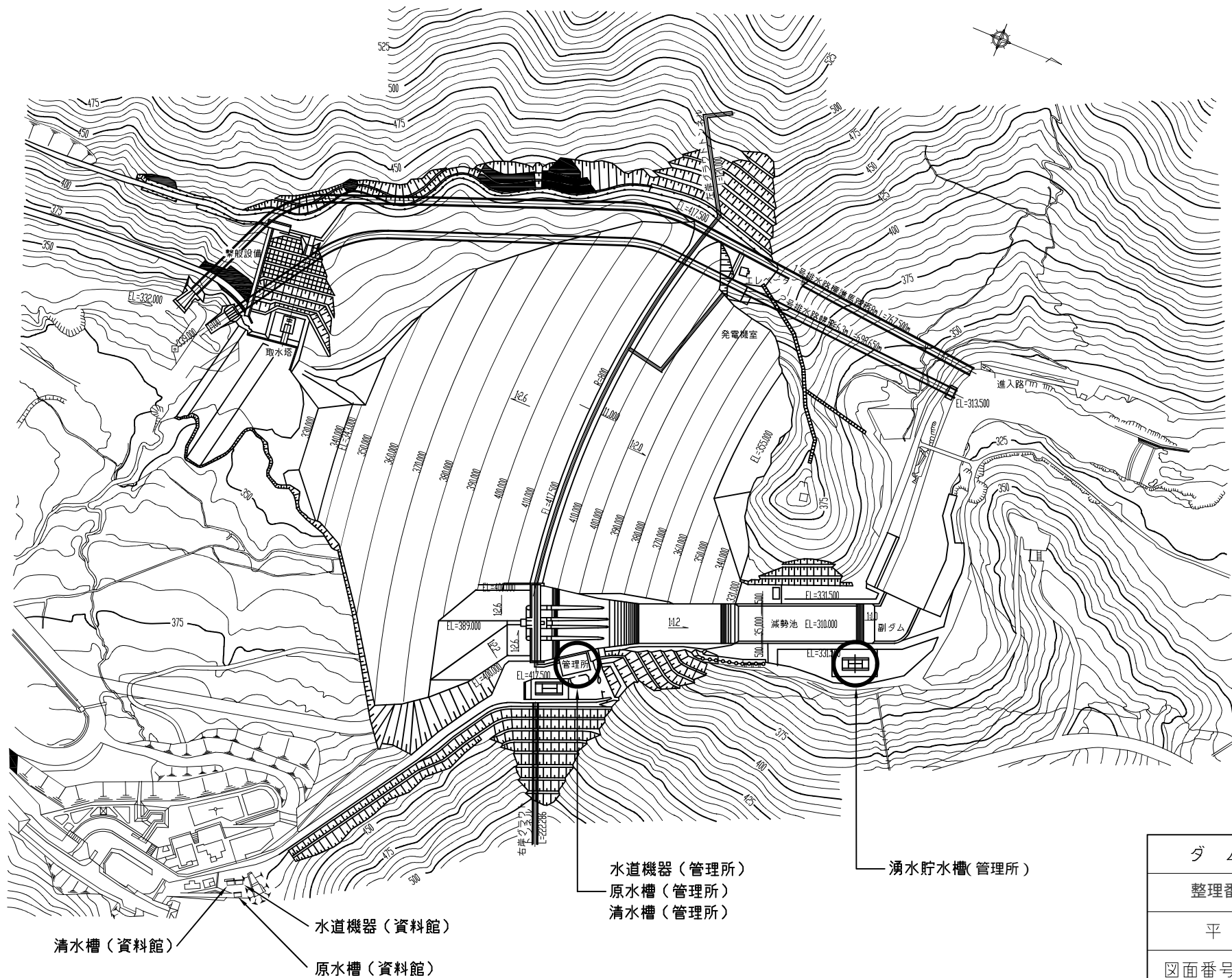
機 器 名 称	号 機	状 況	全 般	記 事 欄
処理水送水ポンプ 40BIPMD61.5A 電動機出力 1.5KW 定格電流 A 交互並列運転 全揚程 15.5m 給水量 540ℓ/min 常用圧力 2.5～3.0MPa 常用電流 3.0A 2.5MPa ON 3.0MPa OFF	NO. 1	☐ 異常音 ☐ 機能 ☐ 水漏れ ☐ 制御 ☐ 付属		常用圧力0.27～0.32MPa 計測圧力 ～ MPa 常用電流 3.5A 計測電流 A 電動機絶縁度 MΩ H15.3 給水ユニット取替
	NO. 2	☐ 異常音 ☐ 機能 ☐ 水漏れ ☐ 制御 ☐ 付属		常用圧力0.27～0.32MPa 計測圧力 ～ MPa 常用電流 3.5A 計測電流 A 電動機絶縁度 MΩ H15.3 給水ユニット取替
原水送水（濾過）ポンプ 32×32FS2F6.75 電動機出力 0.75KW 定格電流 3.4A 常用圧力 2.5Kg/cm ² 常用電流 3.0A 全揚程 24m 吐出量 0.04m ³ /min	NO. 1	☐ 異常音 ☐ 機能 ☐ 水漏れ ☐ 付属		常用圧力 0.18Mpa 計測圧力 MPa 常用電流 2.6A 計測電流 A 電動機絶縁度 MΩ 水洗圧力 MPa H14.4.17 ポンプ取替 H19.5.22 整備
	NO. 2	☐ 異常音 ☐ 機能 ☐ 水漏れ ☐ 付属		常用圧力 0.18Mpa 計測圧力 MPa 常用電流 2.6A 計測電流 A 電動機絶縁度 MΩ 水洗圧力 MPa H14.4.17 ポンプ取替 H19.5.22 整備
逆洗用ポンプ 0.125m ³ /min 50×40FS6.15 電動機出力 1.5KW 定格電流 6.4A	NO. 1	☐ 異常音 ☐ 機能 ☐ 水漏れ ☐ 付属		常用圧力0.15Mpa 計測圧力 Mpa H14.4.17 常用電流 5.0A 計測電流 A ポンプ取替 電動機絶縁度 100MΩ以上 逆洗 0.15MPa 制御 ウィークリータイマー 逆洗タイマー 5分 水洗タイマー 5分
薬液状態 滅菌剤 次亜塩素酸Na 凝集剤 ポリ塩化A		☐ 量 ☐ 漏れ		滅菌剤20kg 濃度 50% 凝集剤20kg 濃度50% 滅菌剤補充日 凝集剤補充日
塩素コントロール装置 CL-50 検水調整槽 測定槽 測定センサー		☐ 機能 ☐ 水漏れ ☐ 制御 ☐ 付属		塩素コン設定値 PPM H19.4.24. 測定センサー取替 塩素コン表示値 PPM 計測値 PPM センサー研磨 電解洗浄 再表示値 PPM
検水循環ポンプ 40LPD6.4 常用電流 1.5A		☐ 異常音 ☐ 機能 ☐ 水漏れ		常用圧力 MPA 電動機絶縁度 MΩ 運転電流 A
主-滅菌剤電磁定量ポンプ EH-10VC-200PMI-AT-AC 補助滅菌剤電磁定量ポンプ 凝集剤電磁定量ポンプ		☐ 異常音 ☐ 機能 ☐ 漏れ ☐ 制御		Set1 6.4mA SPM 0 Set2 4.0mA SPM20 H16.12.7 滅菌剤注入電磁定量ポンプ取替 ストローク長 50% ストローク数 30% ストローク長 100% ストローク数 40%
濾過装置 SRF-312-C8 処理水量 5 m ³ /h	MV 1 MV 2	☐ 機能 ☐ 逆洗 ☐ 付属		モーターハルプ動作 MV 1 濾過 MV 2 逆洗 原水流量 ℓ/min 濾過出圧 Mpa 洗浄圧力入 Mpa
機測盤 表示灯 警報		☐ 機能 ☐ 表示 ☐ 制御		R-S 212V R-T 213V T-S 210V
残留塩素濃度 色度		☐ 計測		比色計測値 ppm 再計測値 ppm 飲料水検査実施日 平成20年11月20日
花無山原水取水口 花無川原水取水堰逆洗		☐ 点検 ☐ 清掃 ☐ 整備		原水取水口清掃逆洗 原水取水堰整備実施日平成20年10/18 原水槽・清水槽 清掃実施日平成20年10/20

令和8年度木曽川上流ダム総合管理所水道設備点検等業務

図面名称	整理番号
位置図	1
設備系統図	2

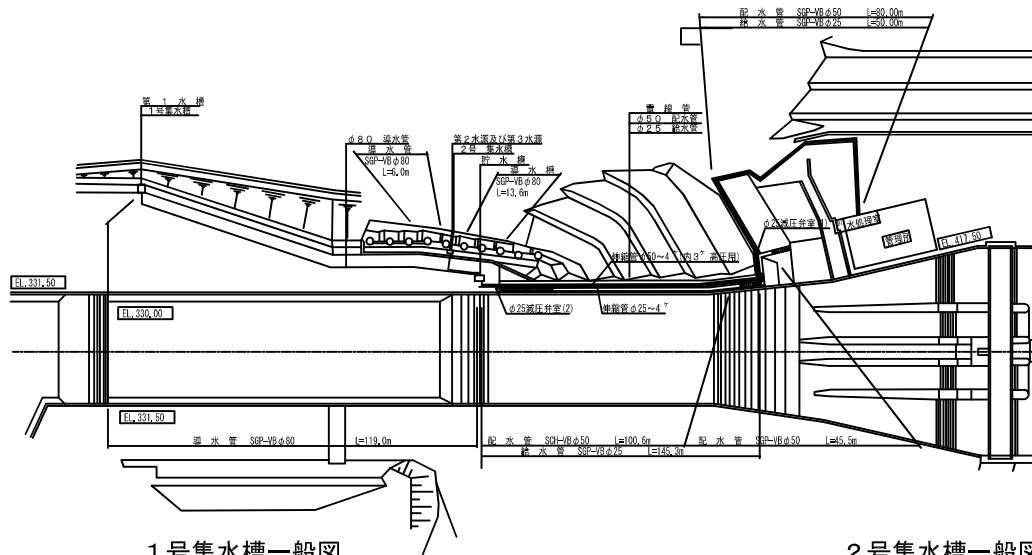
独立行政法人水資源機構
木曽川上流ダム総合管理所

位置図

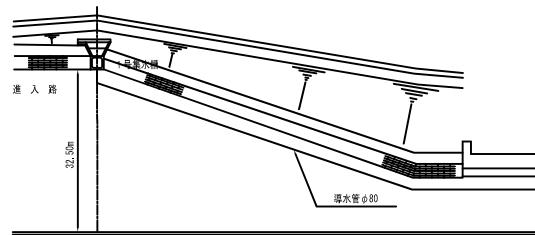


ダ ム 本 体	
整理番号 1	
平 面 図	
図面番号	2-1

給水設備平面図

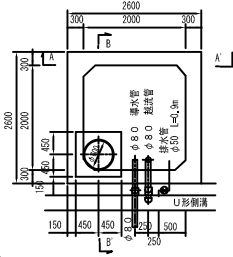


1号集水槽一般図
集水槽配置図

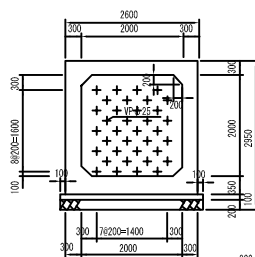


集水槽配置図

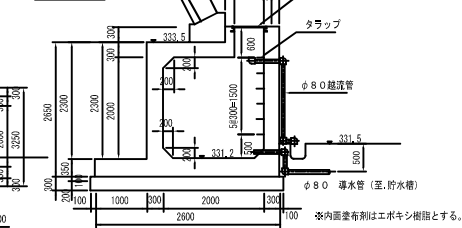
平面図



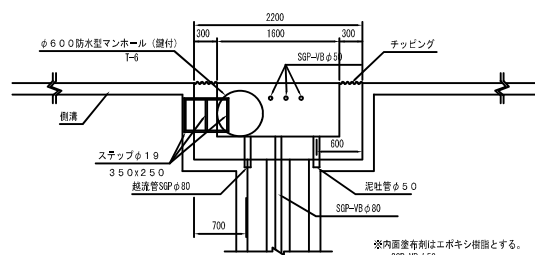
A-A'



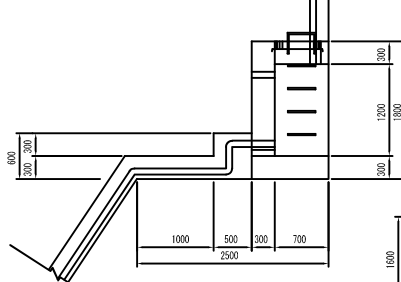
A-A'



2号集水槽一般図
平面図

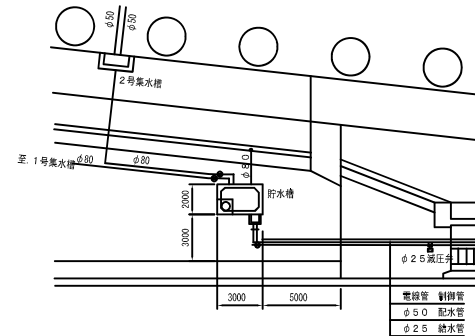


断面図

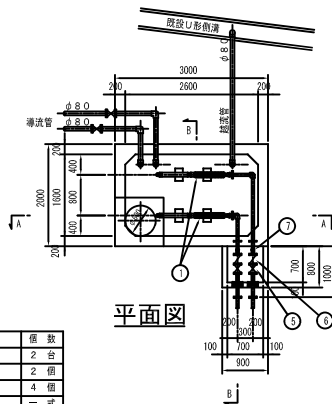


貯水槽一般図

貯水槽配置図

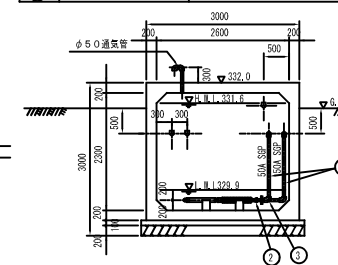


平面図

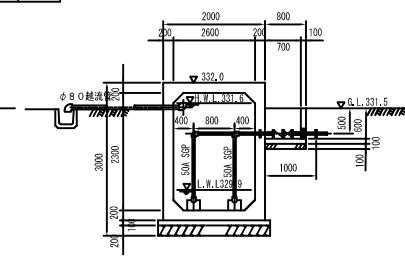


番号	名称	仕様・形状・寸法	数量
①	水中モータポンプ	φ32x4φ / 110x120mm, 360min x 2.2kW	2台
②	径違いソケット	φ50xφ32	2個
③	90°エルボ	φ50	4個
④	吐出管	50A SGP	一式
⑤	電動仕切弁	φ50 JIS10K	2個
⑥	スモレンスキー逆止弁	φ50 JIS10K	2個
⑦	ウィクトリックジョイント	φ50	2個

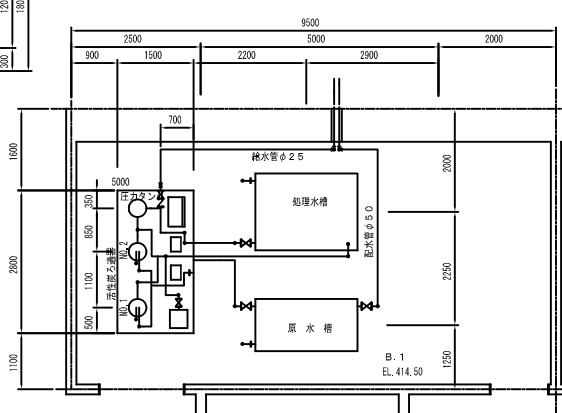
断面A-A



断面B-B



水処理室平面図



管 理 用 庁 舎	
整理番号	2
給水設備一般図	
図面番号	13-7

(案)

請 書

1 件 名 令和8年度木曽川上流ダム総合管理所水道設備点検等業務

2 場 所 岐阜県恵那市東野字花無山 2 2 0 1 - 7 9
木曽川上流ダム総合管理所 外

3 期 間 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

4 請負代金額 ￥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 8 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 中野 春男 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定し

た場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況

に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔中津川〕簡易裁判所又は〔岐阜〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曽川上流ダム総合管理所長 中野 春男 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年9月16日に交付された「令和8年度木曽川上流ダム総合管理所水道設備点検等業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。